





## はじめに ～みんなで創る日本一健康長寿村～

飛島村では、次代を担う子どもたちの育成支援の整備を図るため、平成 16 年度に「飛島村次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成 22 年度にはその後期計画を策定し、子どもの育ち、親の育ち、地域の育ちを支援することで、親と地域そして社会が一体となり、子どもが健やかに育つことのできる地域環境づくりをめざしてまいりました。



また、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、新たに「飛島村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を推進してまいりました。

しかしながら、飛島村子ども・子育てに関するアンケート調査からは、主に自分の自由な時間が持てないことを理由に、子育てを負担に感じる保護者が多くなっていることや、子どもの出産・発育に不安を抱く母親が多くなっている現状がわかりました。

こうした社会情勢や住民ニーズに対応し、施策を総合的かつ計画的に推進していくため、今般、平成 27 年 3 月に策定した「飛島村子ども・子育て支援事業計画」について策定の見直しを行いました。

子ども・子育て支援法に謳われているように「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを推進するとともに、今後の計画推進にあたりましては、行政だけでなく住民のみなさま、子育て支援団体等の参画と協働による取り組みが必要不可欠となりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただきました村民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました本計画策定委員会の委員の皆様、並びに関係各位に対しまして、心より深くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

飛島村長 久野時男



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の対象.....	3
3 計画の性格.....	3
4 計画の位置づけ .....	3
5 計画の期間.....	4
6 計画改訂の策定体制 .....	4
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く状況</b> .....	<b>5</b>
1 子どもや子どものいる家庭の状況 .....	5
2 教育・保育施設の状況 .....	10
3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題 .....	12
<b>第3章 計画の基本理念等</b> .....	<b>19</b>
1 基本理念 .....	19
2 基本方針 .....	19
3 計画の施策体系 .....	20
4 計画フレーム .....	21
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>22</b>
1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実 .....	22
2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 .....	33
3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 .....	33
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携 .....	33
5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携 .....	33
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>34</b>
1 推進の体制.....	34
2 計画の達成状況の点検及び評価 .....	34
<b>資料編</b> .....	<b>35</b>
1 訪問調査・フォーカスグループインタビューからのニーズ .....	35
2 策定経緯 .....	48
3 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱等 .....	49
4 用語解説 .....	51



## 第 1 章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年 4 月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の 3 つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の 3 つの目的

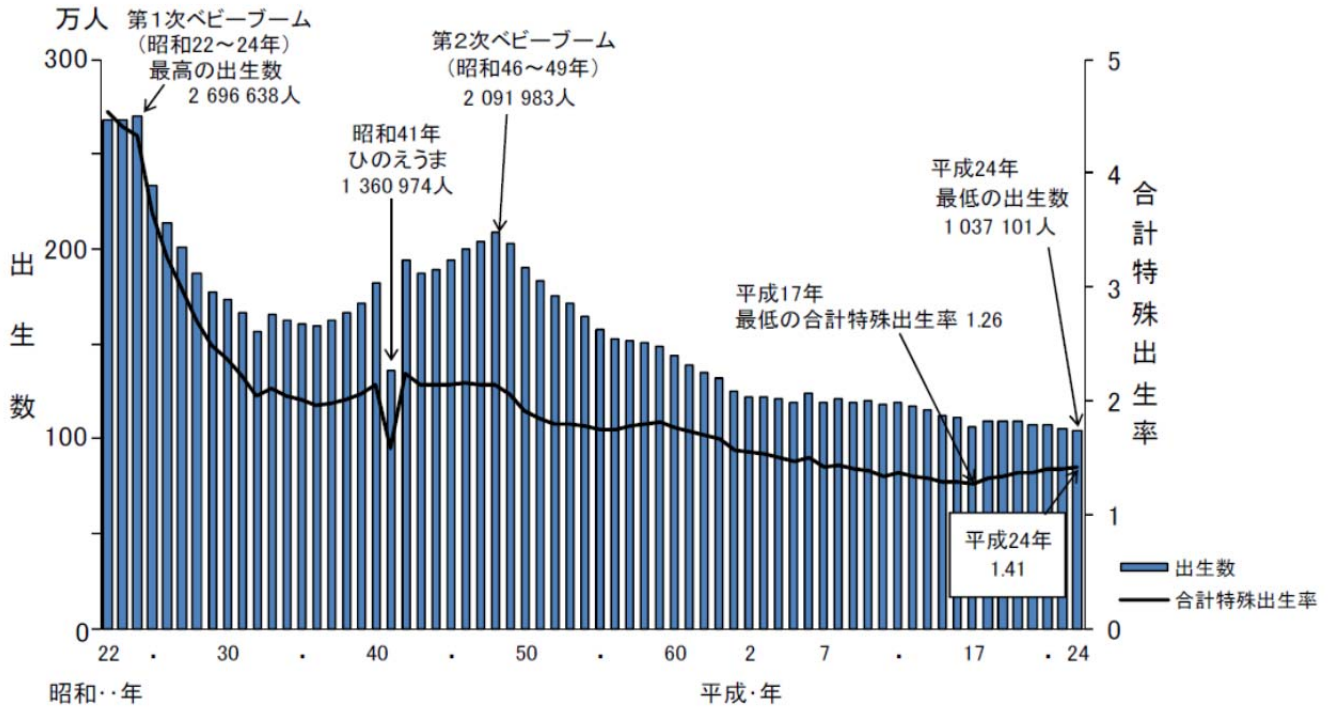
- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するにあたり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

本村は、平成 22 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく「飛島村次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22～26 年度）」を策定し、『親が育てる 地域が育てる 心豊かな子どもが育つむら とびしま』を基本理念とし、親が「子どもを産み育てること」が喜びになるとともに、家庭、地域、関係団体が連携し、個性を認め合い、支えあうむらづくりを目指して、計画に示した各種子育て支援施策を推進してきました。

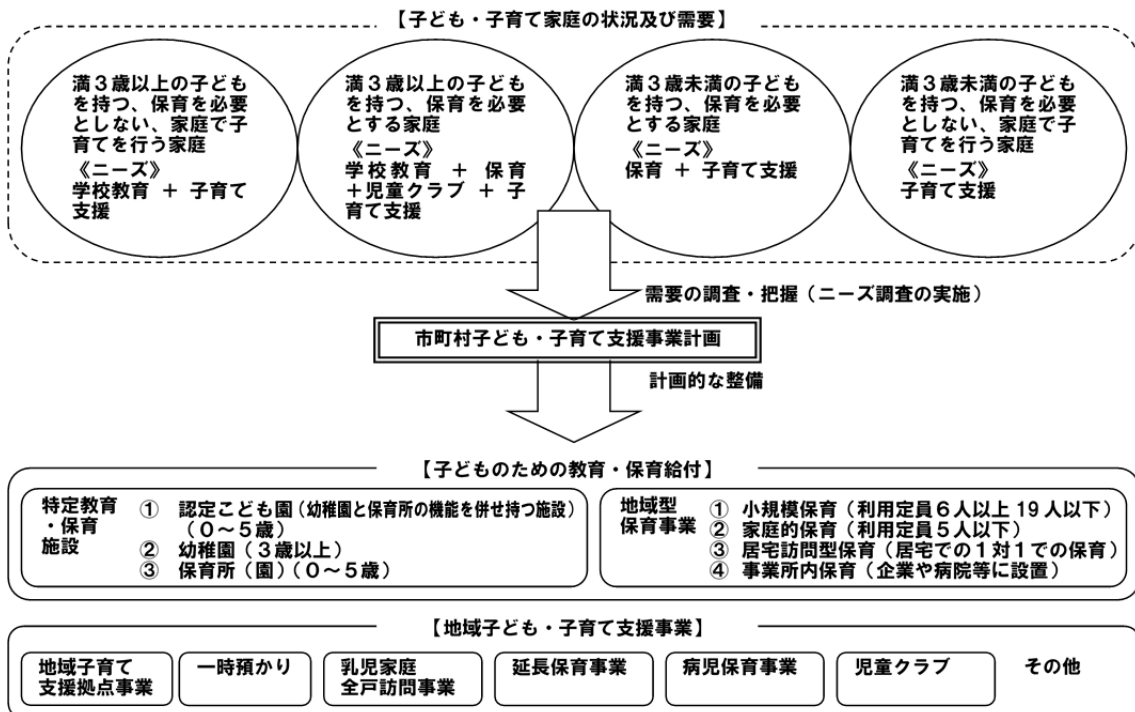
そして本村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、新たに本計画「飛島村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成 27 年度以降は、新しい計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育や二ーズに合った子育て支援事業を計画的に実施します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



資料：平成24年人口動態統計月報年計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた  
子ども・子育て支援の提供 (イメージ)



資料：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」



## 2 計画の対象

本計画の対象は、村内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部事業については妊産婦を対象としています。

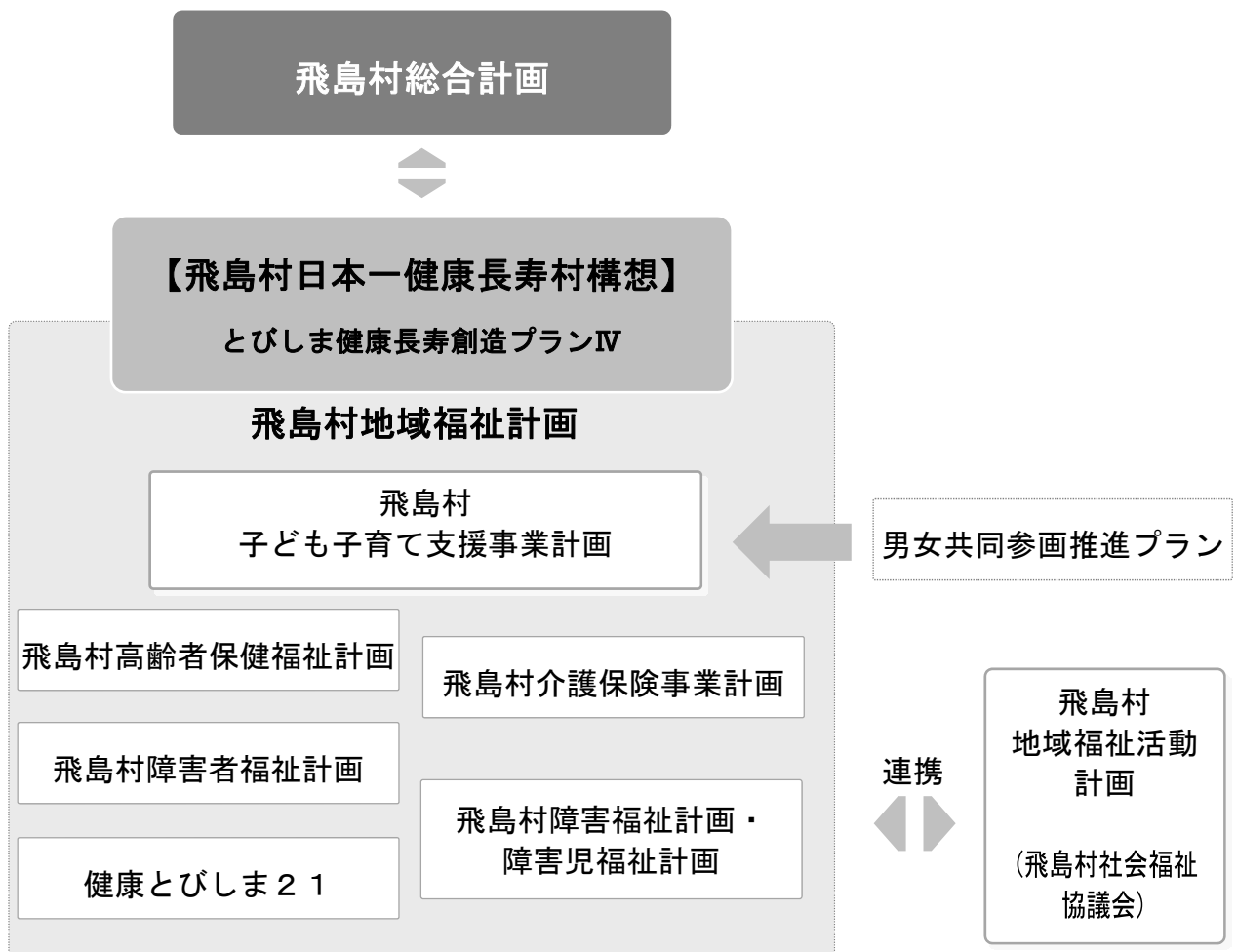
## 3 計画の性格

本計画は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」第61条を根拠とする計画で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。

また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本村として制度を計画的に運用していくためのものです。

さらに、本計画の策定にあたっては、村の総合計画や男女共同参画推進プランなどの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

## 4 計画の位置づけ



## 5 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。

この度、社会経済情勢の変化状況を鑑み、計画の中間年にあたる平成 29 年度に本計画の中間の見直しを行いました。

## 6 計画改訂の策定体制

### 6-1 策定委員会の設置

本計画は、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、民生委員・児童委員の代表者、小学校長、小学校 P T A の代表者、私立保育園の代表者、私立保育園保護者の代表者、村立保育所保護者の代表者、学識経験を有する者、村の職員等による、飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会を設置し、子育て支援施策に対して策定しました。

### 6-2 子ども子育て支援に関する実態調査の実施

本計画には地域住民の意見を盛り込むことが必要であり、子ども・子育て支援事業計画の改訂に先立ち、子育て環境や子育てサービス等に対する意見・要望等を把握することにより、今後、子育て支援施策が利用者にとってより良いものとなるよう、子ども子育て支援に関する実態調査を実施しました。

区分	子ども子育て支援に関するアンケート調査	フォーカスグループインタビュー	訪問調査
調査対象	飛島村在住の就学前・就学児童全員	<ul style="list-style-type: none"><li>・きらきら教室（りす組）利用保護者</li><li>・きらきら教室（ほし組）利用保護者</li><li>・パオパオ教室利用保護者</li><li>・赤ちゃんサロン利用保護者</li><li>・第一保育所親の会・飛島保育園父母の会</li><li>・児童館利用保護者</li><li>・障がい支援者</li><li>・障がい児支援団体ラピュータ</li></ul>	乳幼児 18 名とその保護者 17 名
対象者数	509 通	52 名	17 名
回収数	262 通	-	-
回収率	51.5%	-	-
調査方法	直接配布・回収及び郵便による配布・回収	フォーカスグループインタビュー法	訪問による聞き取り調査
調査期間	平成 29 年 5 月 25 日 ～6 月 15 日	平成 29 年 7 月 4 日 ～7 月 14 日	平成 29 年 7 月 4 日 ～7 月 14 日

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 子どもや子どものいる家庭の状況

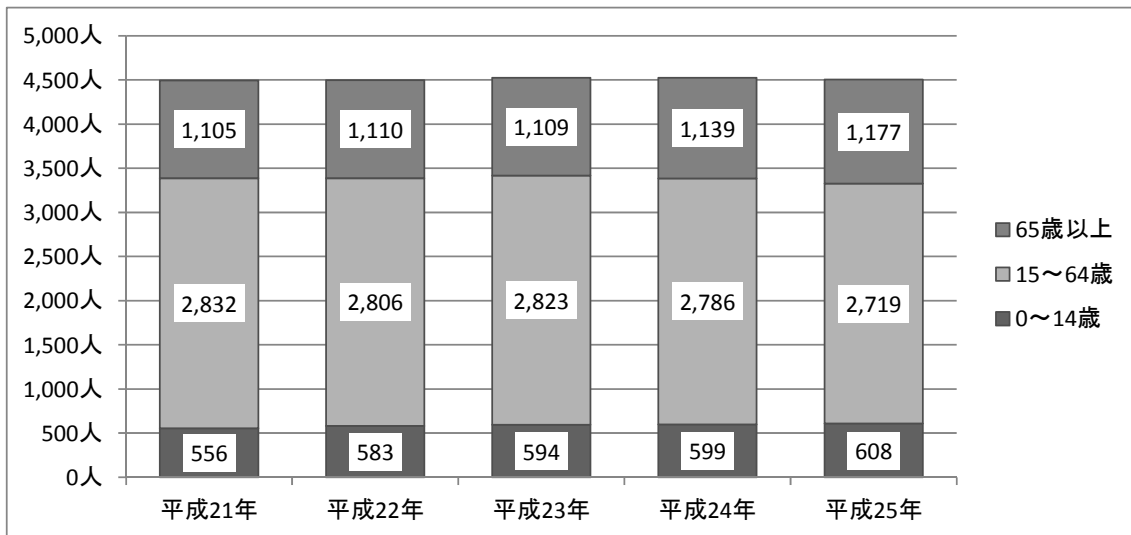
#### 1-1 人口の推移

本村の人口は、平成25年4月1日現在4,504人となっており、近年はおおむね横ばいで推移しています。

年齢区分別にみると、平成25年4月1日現在、年少人口(0~14歳)は608人(13.5%)で、平成21年と比べると、50人超の増加となっており、年少人口の割合は県の水準は下回るものの、近年は横ばい又は微増となっています。

世帯数は、平成25年4月1日現在1,495世帯となっており、平成21年と比べると、200世帯以上増加している一方、平均世帯人員は減少傾向となっています。

図表3 年齢3区分別人口の推移(単位:人、世帯)



区分	本村					県	全国
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年	平成25年
0~14歳	556	583	594	599	608	1,069,042	16,778,976
	12.4%	13.0%	13.1%	13.2%	13.5%	14.3%	13.1%
15~64歳	2,832	2,806	2,823	2,786	2,719	4,782,785	80,626,569
	63.0%	62.4%	62.4%	61.6%	60.4%	64.1%	62.8%
65歳以上	1,105	1,110	1,109	1,139	1,177	1,610,922	30,968,259
	24.6%	24.7%	24.5%	25.2%	26.1%	21.6%	24.1%
総人口	4,493	4,499	4,526	4,524	4,504	7,462,749	128,373,804
世帯数	1,288	1,320	1,327	1,361	1,495	3,072,876	55,577,563
平均世帯人員	3.49	3.41	3.41	3.32	3.01	2.43	2.31

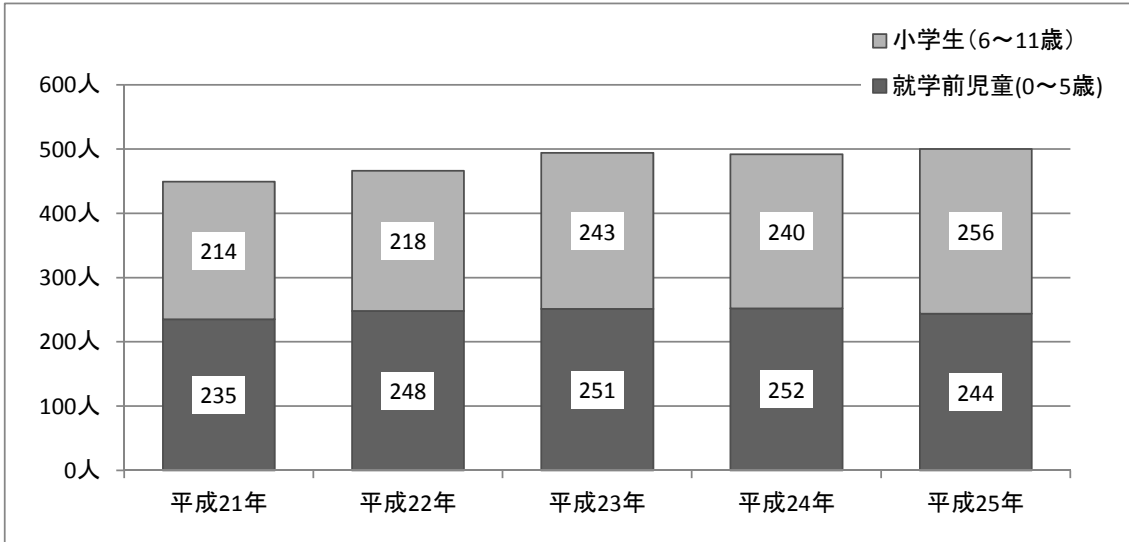
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成25年3月31日現在)

## 1-2 児童数の推移

本村の児童数（0～11歳）は、平成25年4月1日現在500人となっており、平成21年と比べると50人超増加しており、小学生（6～11歳）が増加分の大半を占めています。

図表4 0～11歳人口の推移（単位：人）



区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減(平成21～25年)
就学前児童	0歳	28	38	42	32	31	3
	1歳	39	32	38	45	39	0
	2歳	48	39	34	37	49	1
	3歳	35	54	43	38	40	5
	4歳	45	38	54	42	42	-3
	5歳	40	47	40	58	43	3
	小計	235	248	251	252	244	9
小学生	6歳	32	41	49	39	58	26
	7歳	36	33	43	48	40	4
	8歳	39	36	33	43	48	9
	9歳	41	39	36	34	41	0
	10歳	26	42	40	35	35	9
	11歳	40	27	42	41	34	-6
	小計	214	218	243	240	256	42
合計	449	466	494	492	500	51	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 1-3 世帯構成

本村の一般世帯数は、平成22年10月1日現在1,286世帯となっています。

これを世帯構成別に見ると、本村は「その他の親族世帯」の割合が平成22年10月1日現在36.0%と、県や国の水準を大幅に上回っている状況の一方、推移では「その他の親族世帯」は減少し、「核家族世帯」や「単独世帯」が増加している状況です。

また、平成22年10月1日現在、「女親と子どもからなる世帯」の割合は3.7%、「男親と子どもからなる世帯」は1.2%、合わせてひとり親家庭が5%弱となっています。

図表5 世帯構成の状況（単位：世帯、%）

区分	本村			県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
一般世帯数※	1,198	1,153	1,286	2,929,943	51,842,307
核家族世帯	454	488	559	1,684,702	29,206,899
	37.9%	42.3%	43.5%	57.5%	56.3%
夫婦のみの世帯	133	160	176	557,931	10,244,230
	11.1%	13.9%	13.7%	19.0%	19.8%
夫婦と子どもから成る世帯	269	266	319	897,439	14,439,724
	22.5%	23.1%	24.8%	30.6%	27.9%
男親と子どもから成る世帯	9	14	16	36,261	664,416
	0.8%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%
女親と子どもから成る世帯	43	48	48	193,071	3,858,529
	3.6%	4.2%	3.7%	6.6%	7.4%
その他の親族世帯	521	494	463	295,221	5,308,648
	43.5%	42.8%	36.0%	10.1%	10.2%
非親族世帯	2	0	9	25,987	456,455
	0.2%	0.0%	0.7%	0.9%	0.9%
単独世帯	221	171	255	923,424	16,784,507
	18.4%	14.8%	19.8%	31.5%	32.4%

資料：国勢調査

※不詳を含む

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成22年10月1日現在、6歳未満親族がいる一般世帯が161世帯、18歳未満親族がいる世帯が376世帯となっており、一般世帯数に占める割合は、いずれも県や国の水準を上回っています。

図表6 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、％）

区分	本村			県	全国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
一般世帯数	1,198	1,153	1,286	2,929,943	51,842,307
6 歳未満親族のいる一般世帯数	130	136	161	315,189	4,877,321
	10.9%	11.8%	12.5%	10.8%	9.4%
18 歳未満親族のいる一般世帯数	439	359	376	744,350	11,989,891
	36.6%	31.1%	29.2%	25.4%	23.1%

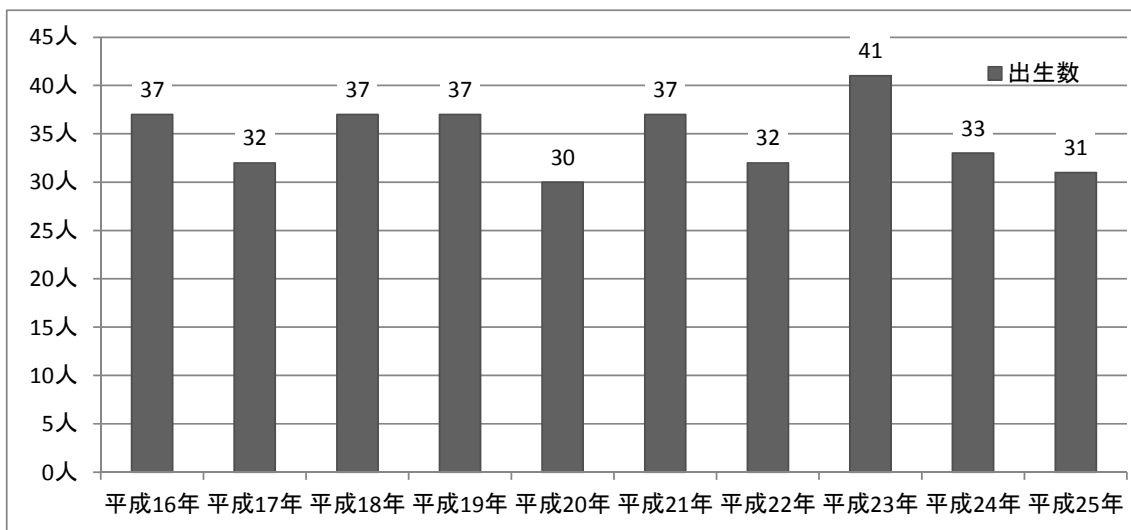
資料：国勢調査

#### 1-4 出生数及び合計特殊出生率

本村の出生数は、平成 25 年で 31 人となっており、 ほぼ 30 人台で推移しています。

また、合計特殊出生率は、平成 20 年～平成 24 年の平均で 1.48 となっており、全国平均は上回っているものの、県平均は下回る水準となっています。

図表7 人口動態（単位：人）



資料：人口動態統計

図表8 合計特殊出生率

区分	昭和 58 年～ 昭和 62 年	昭和 63 年～ 平成 4 年	平成 5 年～ 平成 9 年	平成 10 年～ 平成 14 年	平成 15 年～ 平成 19 年	平成 20 年～ 平成 24 年
飛島村	1.90	1.64	1.34	1.29	1.46	1.48
県	1.81	1.57	1.48	1.42	1.39	1.51
全国				1.36	1.31	1.38

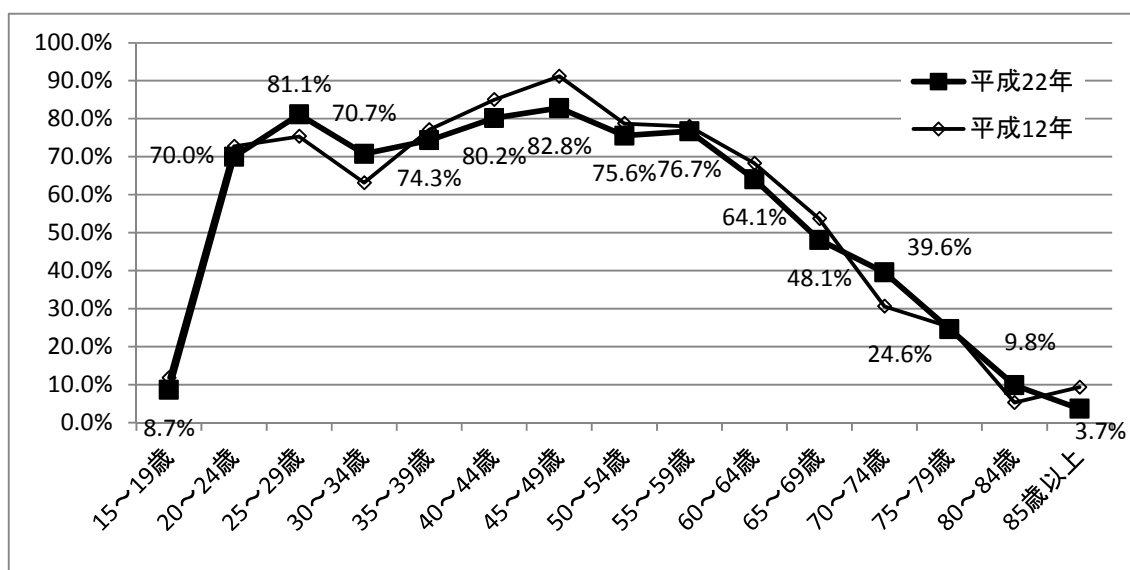
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

### 1-5 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

平成22年は、平成12年と比べてM字の谷の部分（30歳代前半）が浅くなっており、既婚女性の労働力率の上昇が見られるとともに、20歳代前半から後半にかけて、平成22年では上昇の幅が大きくなっているなど、晩婚化の影響もうかがえます。

図表9 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査

## 2 教育・保育施設の状況

### 2-1 保育所（園）・認定こども園

本村には、公立保育所 1 園、幼保連携型認定こども園の計 2 か所が設置されています。

図表10 保育所（園）の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区分	保育所名	所在地	定員
公立	第一保育所	古政成六丁目 1 番地	90
私立	飛島保育園	元起三丁目 28 番地	105 〔1号:15名〕 〔2・3号:90名〕

資料：保健福祉課

0～2歳の在籍児童数は、平成 17 年の 31 人から、平成 26 年には 40 人となっており、幼児の入所（園）が増加傾向となっています。

図表11 在籍児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）（単位：人、所）

区分		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
在籍児童数	0 歳	3	2	2	1	3	1	3	0	5	4
	1 歳	11	12	11	10	8	12	12	18	11	18
	2 歳	17	18	18	21	25	20	20	19	27	18
	3 歳	28	31	37	43	35	51	41	37	39	45
	4 歳	36	30	32	37	44	38	54	40	42	40
	5 歳	39	35	32	32	37	45	39	55	40	43
	計	134	128	132	144	152	167	169	169	164	168

（私的契約児含む）

### 2-2 小学校

本村には、小学校が 1 校設置されており、児童総数は平成 22 年の 218 人から平成 26 年の 260 人と、増加傾向となっています。

図表12 小学校児童数、学級数の推移（各年 5 月 1 日現在）（単位：人）

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
学校数	1	1	1	1	1
学級数	9	10	12	12	12
児童総数	218	242	240	255	260
1 年生	42	49	41	57	42
2 年生	33	43	47	41	56
3 年生	35	33	43	47	41
4 年生	39	35	34	42	46
5 年生	42	40	34	34	41
6 年生	27	42	41	34	34



## 2-3 児童館

児童館は、村内居住で小学6年生以下の児童・乳幼児とその保護者を中心に、健全な遊びを提供し、豊かな情操を育むこと、子育て支援を行うことを目的とし村内に1か所設置されています。

開館時間は、午前9時から午後5時（夏期は午後5時30分）まで、休館日は、日曜日・祝日、年末年始となっています。

図表13 児童館

名称	所在地	開設日・時間
飛島村児童館	松之郷三丁目46番地の1	月～土：午前9時～午後5時 夏期(6月～9月)：午前9時～午後5時30分

## 2-4 児童クラブ

児童クラブは、保護者等が昼間の就労などの理由により不在となる家庭の児童に対し、放課後生活及び遊びの場を提供することにより、児童の健全な発達を支援していくことを目的とし、村内に1か所設置されています。

図表14 児童クラブ

名称	所在地	開設時間
飛島村児童クラブ	松之郷三丁目21番地	学校授業日 放課後から午後6時30分まで 学校休業日 午前8時から午後6時30分まで

## 2-5 子育て支援センター

子育て支援センターは、子育て家庭への総合的な支援を図ることを目的としています。妊婦を含む就学前の親子がいつでも気軽に訪れることが出来る場所を、平成30年4月に開設予定です。

図表15 子育て支援センター

名称	所在地	開設日・時間
飛島村子育て支援センター	竹之郷二丁目47番地	月～金：【午前の部】午前9時～正午 【午後の部】午後1時～午後4時

## (1) ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「飛島村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、保育や子育て支援等のニーズを把握するために、就学前児童及び小学生の各保護者を対象として、平成 25 年 9 月～10 月に次の内容により実施しました。

図表16 ニーズ調査の概要

対象	調査内容	調査方法
①就学前児童の保護者	国から示されたモデル調査票を基礎とした次の内容です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お子さんご家族の状況</li> <li>・ お子さんの育ちをめぐる環境</li> <li>・ 保護者の就労状況</li> <li>・ 平日の保育所（園）や幼稚園などの利用</li> <li>・ 病児・病後児保育</li> <li>・ 休日等の保育所（園）や幼稚園などの利用</li> <li>・ お子さんの一時預かり</li> <li>・ お子さんの宿泊を伴う一時預かり</li> <li>・ 子育て支援サービス全般</li> <li>・ 小学校就学後の放課後の過ごし方</li> <li>・ 子育て全般</li> </ul>	郵送による 配付・回収
②小学生の保護者	次の内容です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お子さんご家族の状況</li> <li>・ お子さんの育ちをめぐる環境</li> <li>・ 放課後の過ごし方</li> <li>・ 子育て全般</li> </ul>	郵送による 配付・回収

調査の結果、回収率は①就学前児童の保護者で 61.5%、②小学生の保護者で 59.7%となっています。

図表17 ニーズ調査の回収結果

対象	配付件数	回収件数	回収率
①就学前児童の保護者	247	152	61.5%
②小学生の保護者	253	151	59.7%

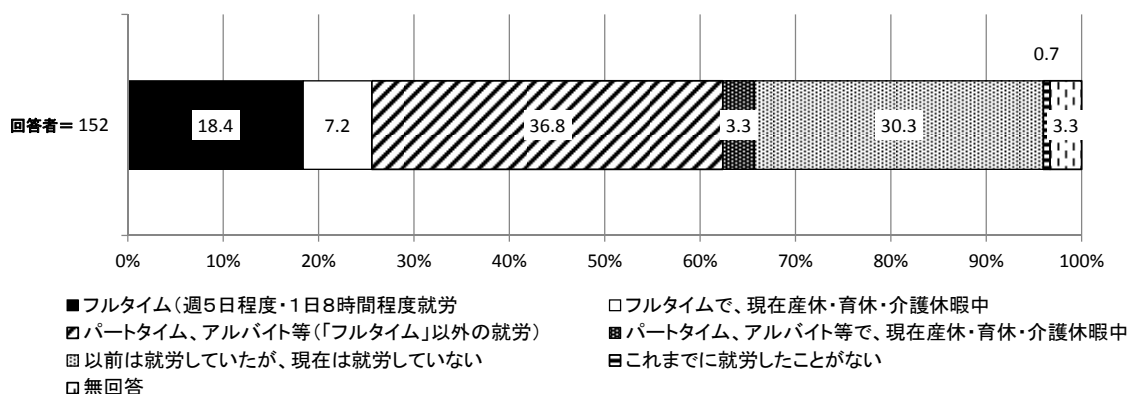
## (2) 今後の主な課題

- 出産や子育て期に当たる20歳代後半から30歳代前半における女性における労働力率の上昇を踏まえつつ、3歳未満児から利用できる保育等サービスの充実と、働きながら子育てできる、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ
- 村内には、保育所（園）が2か所整備されており、幼稚園はありませんが、平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向には、「認定こども園」や「幼稚園」の利用希望も一部見られることから、教育・保育の一体的提供に関する検討
- 病児保育、一時預かり、児童クラブなど、ニーズに応じた子ども・子育て支援に関わる事業の充実

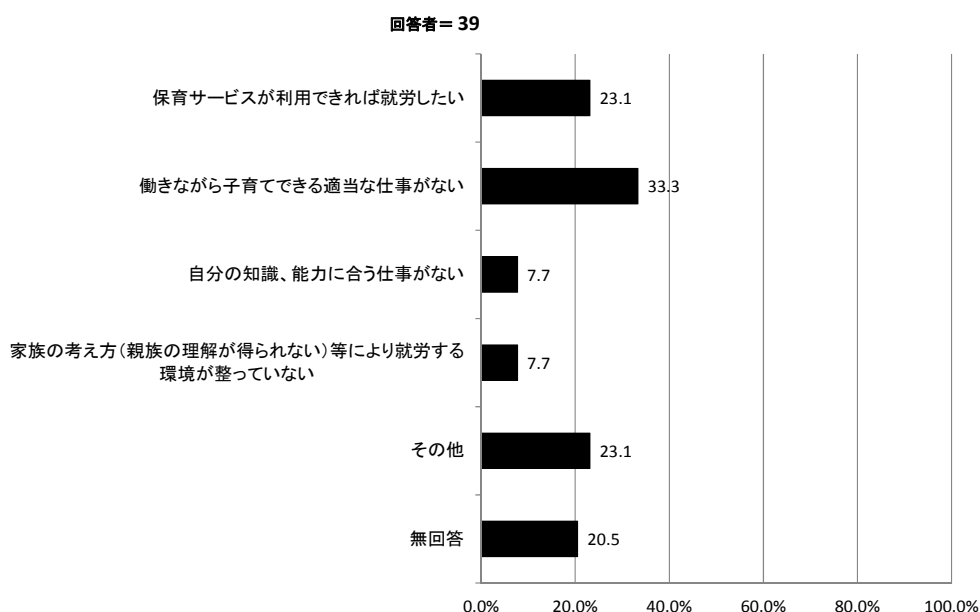
### 《保護者の就労状況》

- ▶ 「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）」との回答が36.8%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が30.3%、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度就労）」が18.4%と続いています。
- ▶ 「働きながら子育てできる適当な仕事がない」との回答が33.3%と最も高く、次いで「保育サービスが利用できれば就労したい」と「その他」が23.1%と続いています。

図表18 《母親の就労状況》【就学前児童の保護者調査】



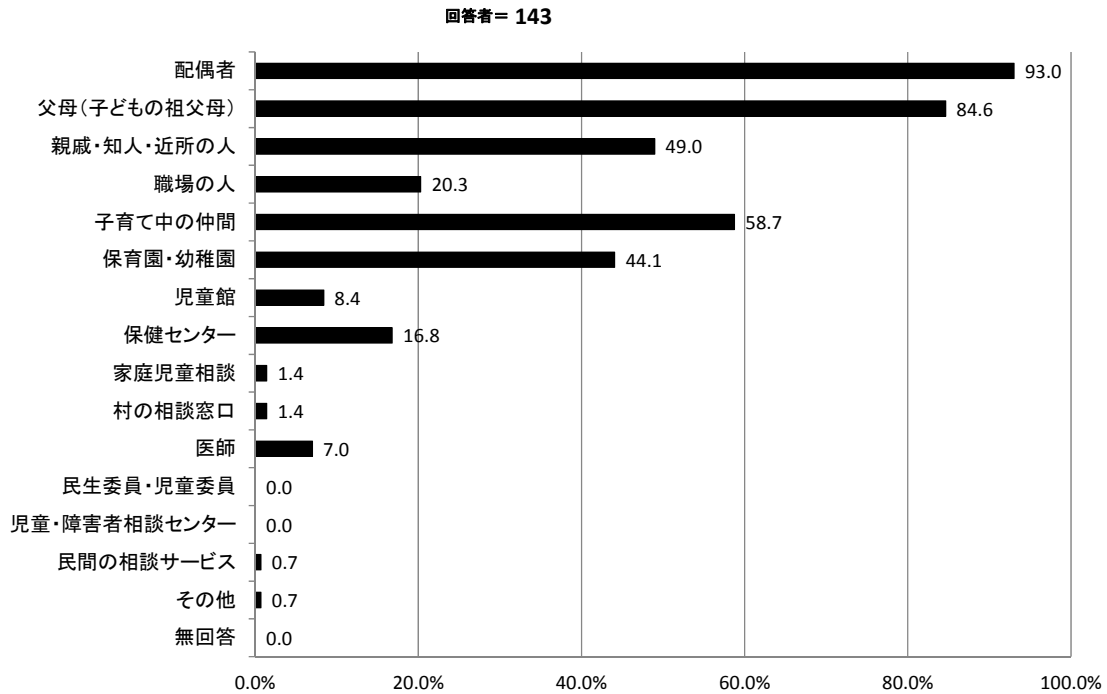
図表19 《母親が現在働いていない理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



## 《子育てについての相談先》

- ▶ 「配偶者」との回答が93.0%と最も高く、次いで「父母（子どもの祖父母）」が84.6%、「子育て中の仲間」が58.7%と続いています。

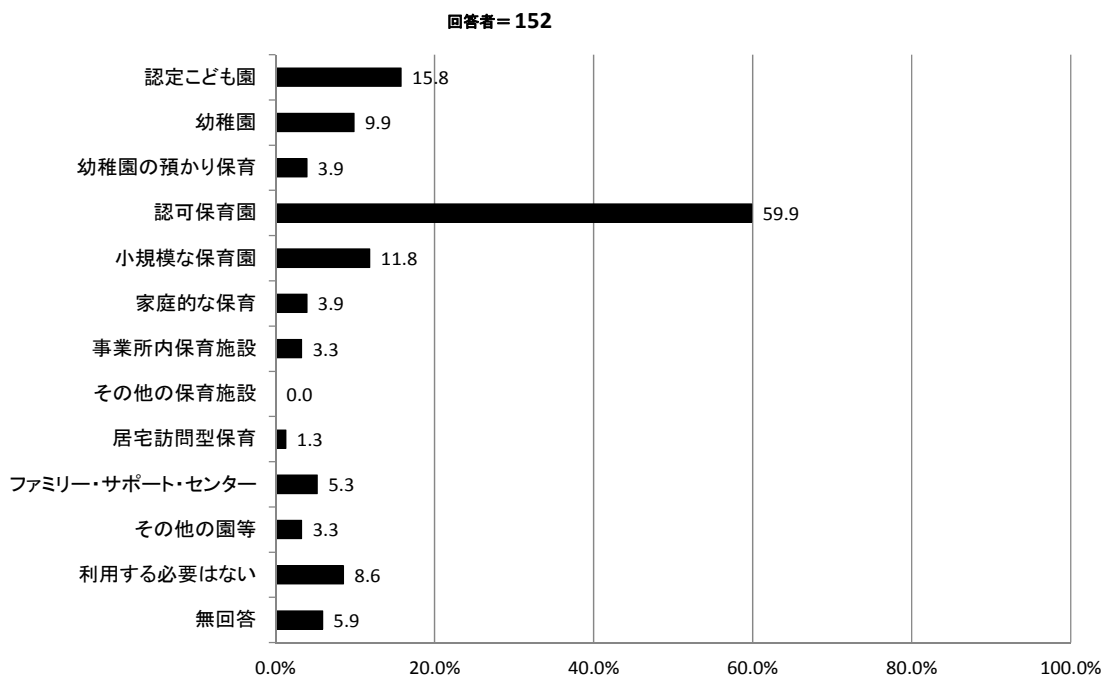
図表20 《子育てについての相談先【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



## 《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向》

- ▶ 「認可保育園」との回答が59.9%と最も高く、次いで「認定こども園」が15.8%、「小規模な保育園」が11.8%と続いています。

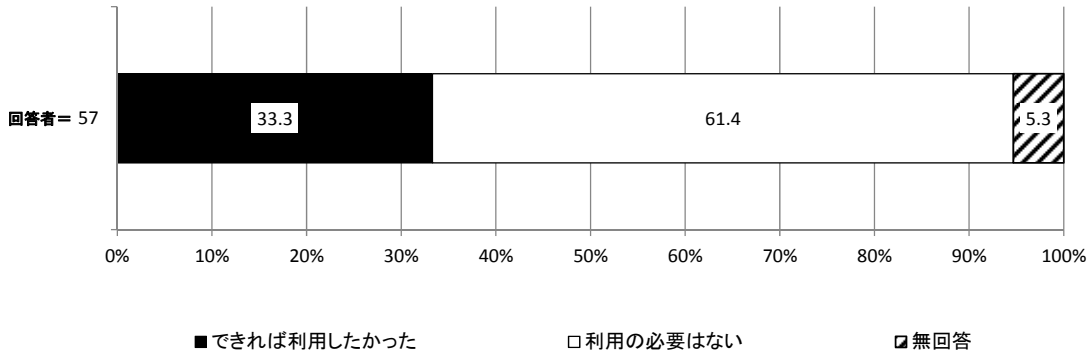
図表21 《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



## 《子ども・子育て支援に関わる事業の利用意向》

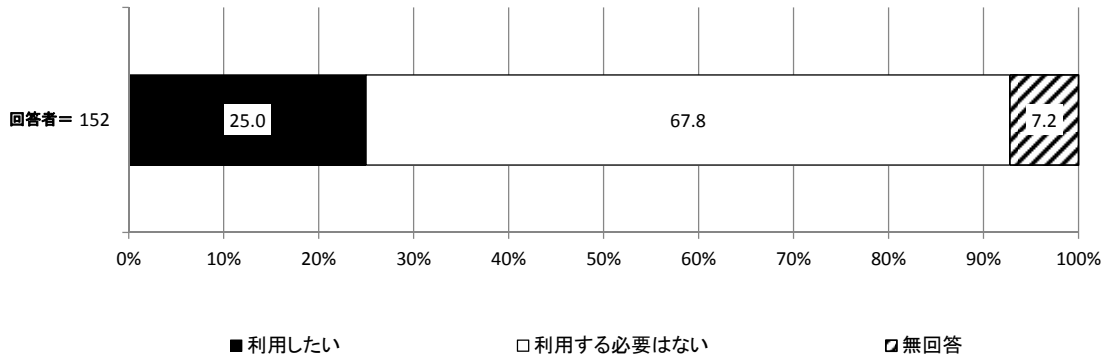
- ▶ 病児・病後児保育を「利用の必要はない」との回答が61.4%、「できれば利用したかった」が33.3%となっています。

図表22 《病児・病後児保育を利用したいと思ったか【この1年間に子どもの病気やケガで園などを利用できなかったことがあり、父親又は母親が休んで対応したことがある方】  
【就学前児童の保護者調査】



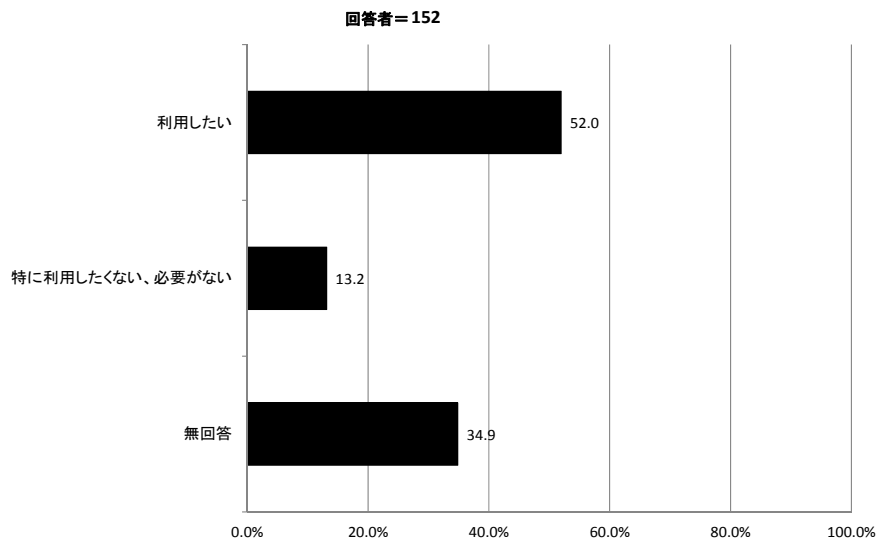
- ▶ 私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労による不定期の一時預かりを「利用する必要はない」との回答が67.8%、「利用したい」は25.0%となっています。

図表23 《不定期の一時預かりの利用意向》【就学前児童の保護者調査】



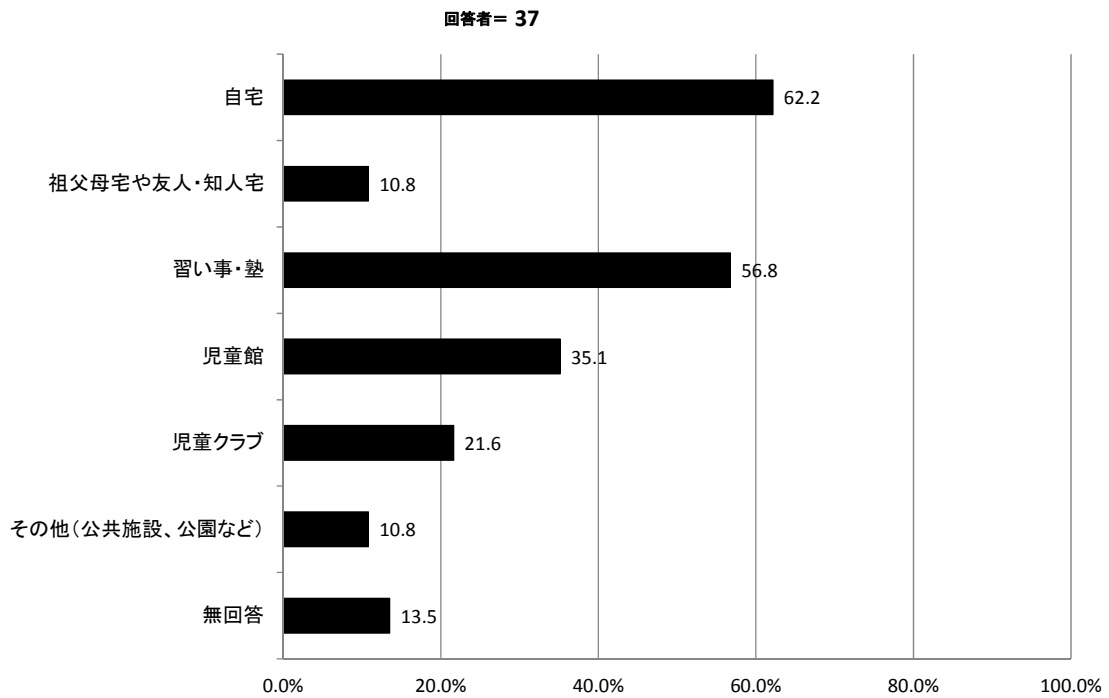
- ▶ 児童館を「利用したい」との回答が52.0%と最も高く、次いで「特に利用したくない、必要がない」が13.2%と続いています。

図表24 《児童館の利用意向》【就学前児童の保護者調査】



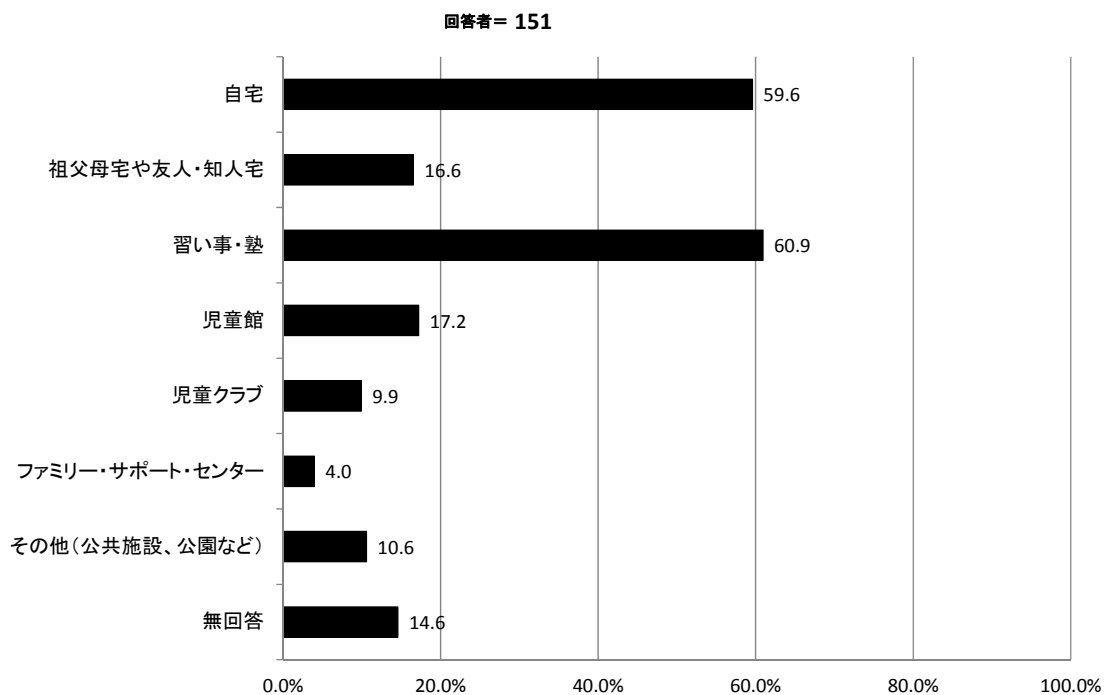
- ▶ 小学校就学後、低学年のうちの放課後の過ごし方の意向は、「自宅」との回答が62.2%と最も高く、次いで「習い事・塾」が56.8%、「児童館」が35.1%と続いており、「児童クラブ」は21.6%となっています。

図表25 《小学校就学後、低学年のうちの放課後の過ごし方の意向【複数回答】》  
【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 小学校高学年（4～6年生）になったときの放課後の過ごし方の意向は、「習い事・塾」との回答が60.9%と最も高く、次いで「自宅」が59.6%、「児童館」が17.2%と続いており、「児童クラブ」は9.9%となっています。

図表26 《小学校高学年（4～6年生）になったときの放課後の過ごし方の意向【複数回答】》  
【小学生の保護者調査】

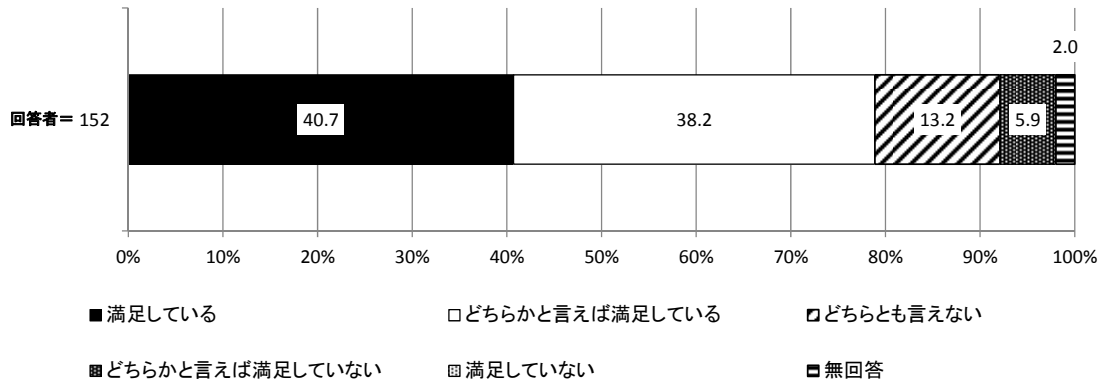


## 《子育て全般について》

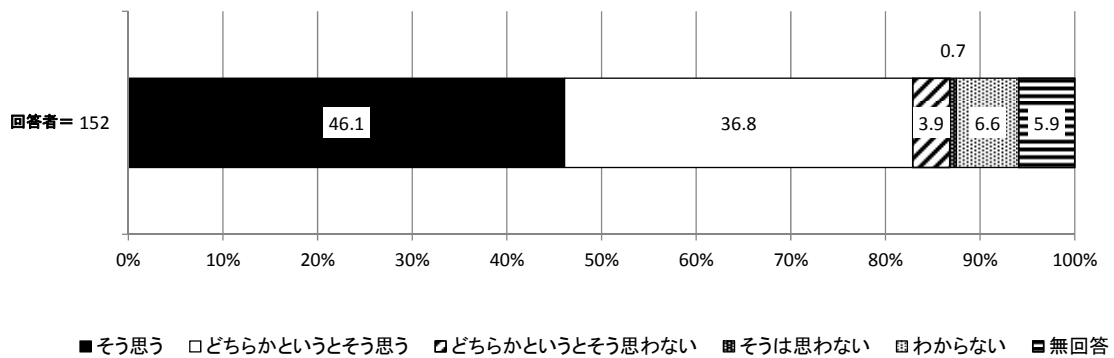
- ▶ 子どもを育てている現在の生活については、「満足している」との回答が40.7%と最も高く、次いで「どちらかと言えば満足している」が38.2%、「どちらとも言えない」が13.2%と続いています。
- ▶ 飛島村は、子育てをしやすいまちだと思うかという質問に対しては、「そう思う」との回答が46.1%と最も高く、次いで「どちらかというと思う」が36.8%、「わからない」が6.6%と続いています。



図表27 《子どもを育てている現在の生活の満足度》【就学前児童の保護者調査】



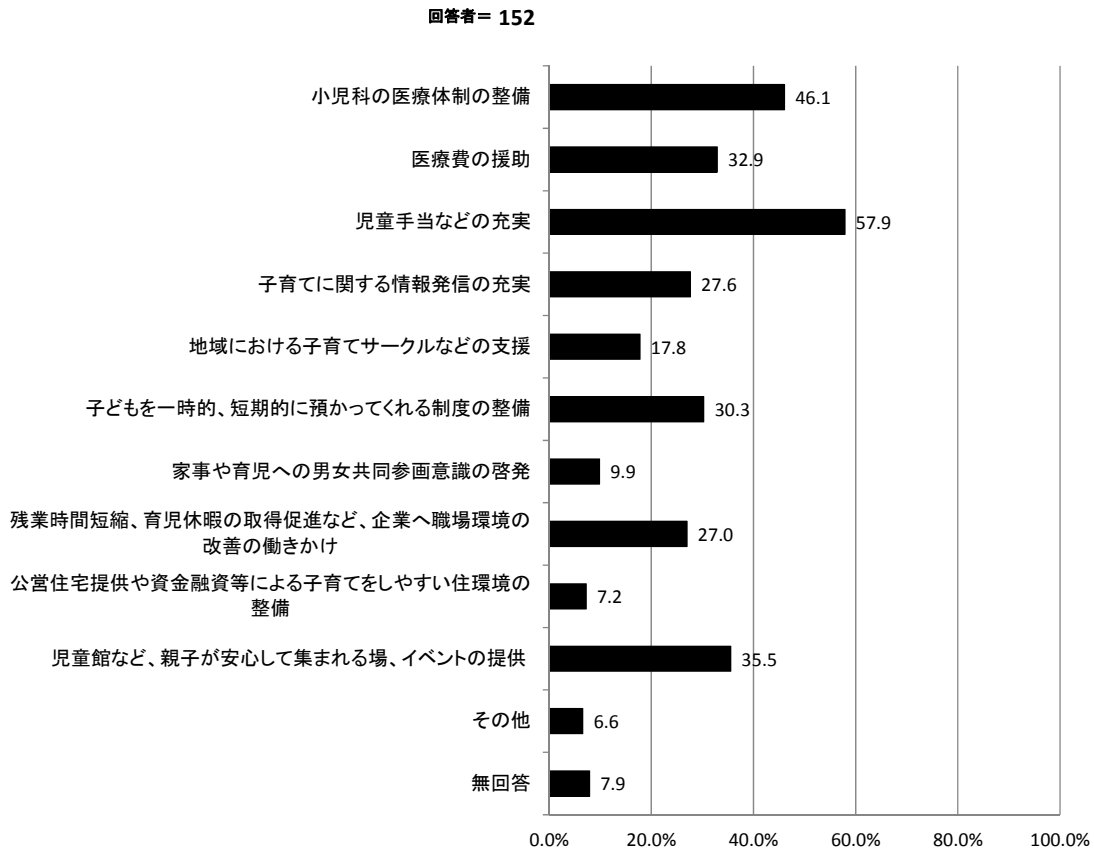
図表28 《飛島村は、子育てをしやすいまちだと思うか》【就学前児童の保護者調査】



## 《子育てしやすい環境の整備のために、村・県・国に期待すること》

- ▶ 「児童手当などの充実」との回答が57.9%と最も高く、次いで「小児科の医療体制の整備」が46.1%、「児童館など、親子が安心して集まれる場、イベントの提供」が35.5%と続いています。

図表29 《子育てしやすい環境の整備のために、村・県・国に期待すること【複数回答】》  
【就学前児童の保護者調査】





## 第3章 計画の基本理念等

### 1 基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、村として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、前計画「飛島村次世代育成支援行動計画」を継承し、『親が育てる 地域が育てる 心豊かな子どもが育つむら とびしま』を基本理念とします。

#### 【基本理念】

---

**親が育てる 地域が育てる  
心豊かな子どもが育つむら とびしま**

---

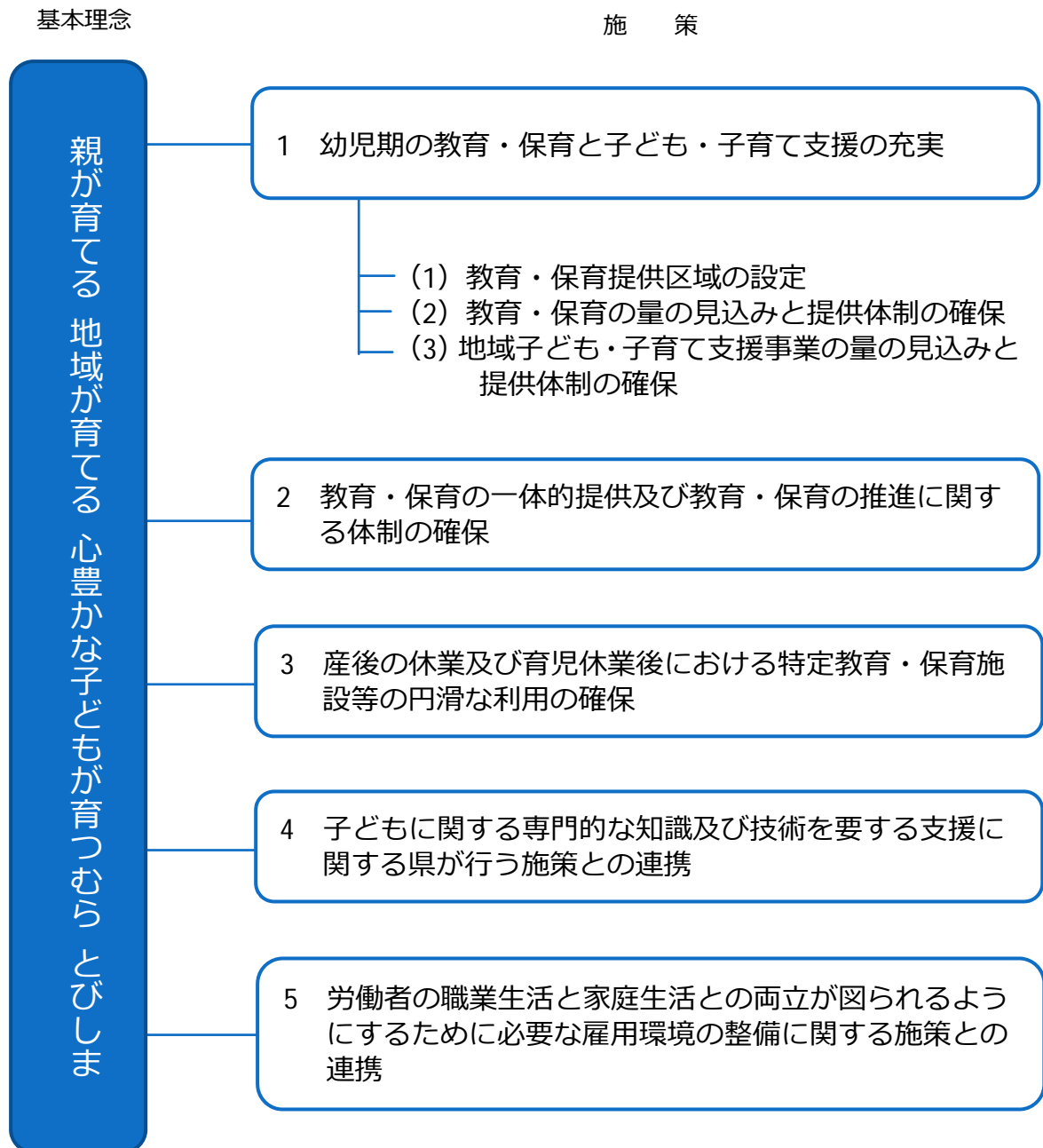
### 2 基本方針

本計画の基本方針については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえて、次のとおり設定します。

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。
- 地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援に努めます。
- 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大切にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### 3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。



## 4 計画フレーム

計画期間の児童人口については、計画期間（平成27年～31年）の0～11歳について、過去5年の「住民基本台帳人口」を用いて、「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

図表30 児童人口の推計（単位：人）

年齢	実績	推計					27→31 増減
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0歳	31	35	35	35	37	37	2
1歳	39	35	38	38	38	40	5
2歳	49	35	36	39	39	39	4
3歳	40	43	38	39	43	43	0
4歳	42	55	44	39	40	44	-11
5歳	43	44	59	47	42	43	-1
小計	244	247	250	237	239	246	-1
6歳	58	45	44	59	47	42	-3
7歳	40	44	46	46	61	48	4
8歳	48	59	44	46	46	61	2
9歳	41	40	59	44	46	46	6
10歳	35	48	40	59	44	46	-2
11歳	34	41	48	40	59	44	3
小計	256	277	281	294	303	287	10
合計	500	524	531	531	542	533	9

年齢	実績	推計					27→31 増減
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0歳	31	35	35	35	37	37	2
1～2歳	88	70	74	77	77	79	9
3～5歳	125	142	141	125	125	130	-12
6～8歳	146	148	134	151	154	151	3
9～11歳	110	129	147	143	149	136	7

※平成25年実績は4月1日現在の住民基本台帳

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法で、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用います。

## 第4章 施策の展開

### 1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

本村は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

#### ◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。



#### ◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



#### ◇ 各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。



#### ◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（27年度から31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



#### ◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表31 家庭類型の分類方法

父親	母親		パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	64時間以上 120時間以下	64時間未満	
母親不在		<b>タイプA</b>				
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		<b>タイプB</b>	<b>タイプC</b>	<b>タイプC'</b>		<b>タイプD</b>
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	<b>タイプC</b>	<b>タイプE</b>		<b>タイプE'</b>	
	64時間以上 120時間以下	<b>タイプC'</b>				
現在は就労していない 就労したことがない		<b>タイプD</b>				<b>タイプF</b>

図表32 家庭類型の分類結果 (単位：人)

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	0	0.00	0	0.00
タイプB	フルタイム × フルタイム	35	0.28	38	0.31
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 64 時間 ※2 ~120 時間の一部)	36	0.29	33	0.27
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 64 時間未満 + 64 時間~ 120 時間の一部)	16	0.13	24	0.19
タイプD	専業主婦(夫)家庭	36	0.29	28	0.23
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 64 時間~120 時間の一部)	0	0.00	0	0.00
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 64 時間未 満 + 64 時間~120 時間の一部)	0	0.00	0	0.00
タイプF	無業 × 無業	1	0.01	1	0.01
ニーズ調査の回答者全体		124	1.0	124	1.0

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本村は下限時間を64時間と設定

## (1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。

本村の教育・保育提供区域の設定にあたっては、村域が22.53平方キロメートルで比較的狭く、小学校区が1つであることを踏まえて、村全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

## (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

### ① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表33 幼児期の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭 共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	認定こども園及び幼稚園
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所、地域型保育事業

## ② 量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。なお、『飛島村障害児福祉計画』において、特定教育・保育施設及び児童クラブにおける障がい児数の見込みを定めていることから、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込みなどを定めている『飛島村障害児福祉計画』との整合性を確保し、協議・調整しながら量の見込み及び確保方策を設定します。

### ②-1 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園））による確保方策等を次のとおり設定します。

図表34 1号認定（3歳以上保育の必要なし）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	14	14	15	15	15
確保方策	14	14	15	15	15
特定教育・保育施設 (幼稚園又は認定こども園)	—	—	15	15	15
特定教育・保育施設 (保育所(園))	14	14	—	—	—

### ②-2 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園））による確保方策等を次のとおり設定します。

図表35 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	84	83	74	74	77
確保方策	130	130	130	130	130
特定教育・保育施設 (保育所(園))	130	130	130	130	130

### ②-3 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園））、地域型保育事業による確保方策等を次のとおり設定します。

図表36 3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

（0歳）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	7	7	7	7	7
確保方策	10	10	10	10	10
特定教育・保育施設 (保育所(園))	10	10	10	10	10
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—

（1・2歳）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	35	37	39	39	40
確保方策	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設 (保育所(園)又は認 定こども園)	40	40	40	40	40
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—

### ③ 0～2歳児童の保育利用率

0～2歳児童の保育利用率は、国から示された基本指針等に従って、次のとおり定めます。

図表37 0～2歳児童の保育利用率〈単位：人、%〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童人口(0～2歳)	105	109	112	114	116
保育所(園)在籍児童 数(量の見込み)	42	44	46	46	47
保育利用率	40.0%	40.4%	41.1%	40.4%	40.5%



(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保  
 国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表38 地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業(延長保育事業)	11 時間等を超えて保育を行う事業	0～5 歳
2	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～3 年生、4～6 年生
3	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)	0～18 歳
4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	保育所(園)等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	0～2 歳
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	3～5 歳(幼稚園)
		保育所(園)その他の場所での一時預かり	0～5 歳
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5 歳、1～6 年生
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～5 歳、1～3 年生、4～6 年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～5 歳、1～6 年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0 歳

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※12及び13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

## ② 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

### ②-1 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

確保方策は、既存の2園で量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表39 時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

## ②-2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策は、量の見込みが国の基準（政省令）のおおむね 40 人程度であることから、既存の 1 か所の児童クラブで量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表40 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	41	41	44	45	43
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	26	24	27	27	27
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	15	17	17	18	16
確保方策	41	41	44	45	43
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	26	24	27	27	27
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	15	17	17	18	16

## ②-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

当事業については、量の見込みが抽出されていないことから、本村としては計画期間中の実施は予定していません。

## ②-4 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

当事業については、平成 30 年度に子育て支援センターを開設し、既存の児童館の事業とともに、子育て中の親子の交流・育児の支援等を図ります。

図表41 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	—	—	—	2,708	2,708
確保方策(箇所)	—	—	—	1	1
提供量	—	—	—	2,708	2,708

## ②-5 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所（園）その他の場所で一時的に預かる事業です。

### ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

当事業については、量の見込みが抽出されていないことから、本村としては計画期間中の実施は予定していません。

### イ 保育所（園）その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

確保方策等は、既存の2園で量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表42 保育所（園）その他の場所での一時預かり〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	552	558	529	534	549
確保方策	552	558	529	534	549
一時預かり事業	552	558	529	534	549
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—

## ②-6 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策等としては、想定した量の見込みに対応するため、病児保育事業を平成 30 年度より、第一保育所及び飛島保育園の2か所で実施します。

図表43 病児保育事業〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	9	9	9	9	9
確保方策	—	—	—	9	9
病児保育事業	—	—	—	9	9
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	—	—	—	—	—

## ②-7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本村としては計画期間中において実施の可能性について検討していきます。

図表44 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	423	429	449	462	438
確保方策	—	—	—	—	—

## ②-8 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

当事業については、村のすこやかセンター内保健福祉課が同様の役割を担っており、村域が比較的狭いことを踏まえて、今後も従来通りの対応とし、本村としては計画期間中の実施は予定していません。なお、平成 32 年度に設置に向けて検討を進めていきます。

## ②-9 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

図表45 乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	35	35	35	37	37
確保方策	実施体制	3	3	3	3
	実施機関	飛島村	飛島村	飛島村	飛島村
	委託団体	なし	なし	なし	なし

## ②-10 養育支援訪問事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

図表46 養育支援訪問事業〈単位：人〉

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		3	3	3	4	4
確保 方策	実施体制	3	3	3	3	3
	実施機関	飛島村	飛島村	飛島村	飛島村	飛島村
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

## ②-11 妊婦健診

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

確保方策は、既存の体制（医療機関での随時、個別健診）での実施を想定しています。

図表47 妊婦健診〈単位：人〉

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		35	35	35	37	37
確保 方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

## 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本村は、保育所（園）でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、必要に応じて、既存施設の認定こども園への移行を検討し、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育の実施を検討します。

また、保育所（園）においては、保育所保育指針とともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領等についての理解を深めるとともに、小学校就学後を見据えて、小学校との連携を図りつつ、教育・保育の連続性を確保します。

なお、地域型保育事業については、その整備の計画はありませんが、整備が計画された際には、保育所（園）との連携を図ります。

## 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本村は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供の充実に努めます。

## 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本村は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本村は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 推進の体制

本計画の推進にあたって、村内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）、学校、企業、村民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

国の動きとして、『我が事・丸ごと』と題した「地域共生社会」を目指す動きがあり、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者等が必要な支援を受け一方で、それぞれが役割を持ち、支えあいながら、みんなが活躍できる地域コミュニティの育成を目指しており、地域が担う役割がますます大きくなっています。

子ども・子育て支援施策を展開するにあたっては、子どもに関わる機関のみならず関係機関と連携し、取り組んでいきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価し、結果は村民へ公表します。



## 1 訪問調査・フォーカスグループインタビューからのニーズ

## I. 調査結果内容

子ども子育て支援計画策定に向けたニーズ調査（訪問調査、グループインタビュー）の結果、子育て支援センターのサービスや支援体制として気軽に利用できる託児所や一時預かり、相談事業の充実について多くの要望があがりました。

センター内の環境に関して、「どんな子どもも安心して使用できる環境」「専門職の配置」などセンター内での安全安心な子育て環境と専門的ケアの提供への期待の声が多く聞かれました。また、妊娠期を含めた子育て支援サービスとして「気軽に利用できる託児所」や「一時預かり」など託児、一時預かりへの要望が多くきかれました。子育て環境では、「公園の整備」や「子育てコミュニティの整備」など、子どもが遊べ、保護者同士も交流ができる子育ての場の整備などがあがりました。その他、子育て支援事業強化に向け、連携、多世代交流などのキーワードが多くあがり、多機関多職種連携の強化と多世代交流型事業の展開の必要性が示唆されました。結果の代表例は以下の通りです。

## 1. 子育て支援センターの設備やサービスに関するニーズ

## 1) サービス、支援体制

- ・気軽に利用できる託児所、一時預かり
- ・相談事業の充実
- ・多世代、家族間交流支援事業
- ・妊娠期のマタニティ教室
- ・育児用品の再利用
- ・専門職、各機関の連携の強化
- ・障がい児の継続支援、多機関連携強化
- ・学習機会の充実

## 2) 子育て支援センター環境

- ・どんな子どもも安心して使える環境
- ・専門職の配置
- ・行きやすい立地
- ・団らん（昼食、軽食）スペースの確保
- ・広い駐車場
- ・公園、園庭の整備
- ・飛島在住者以外の子育て支援センター利用

## 2. 妊娠期を含めた子育て支援サービスニーズ

## 1) サービス、支援体制

- ・気軽に利用できる託児所、一時預かり
- ・相談事業の充実
- ・多世代、家族間交流支援事業
- ・子どもの継続支援
- ・多機関連携
- ・妊産婦支援教室の開催
- ・生活支援サービス
- ・育児グッズの再活用
- ・障がい児支援の充実
- ・ファミリーサポートの展開
- ・幼児食講習会
- ・学童期の子どもへの問題への対策（いじめ対策）

## 2) 子育て環境

- ・公園の整備
- ・子育てコミュニティの整備
- ・交通整備
- ・薬や子ども用品をすぐに購入できる場所
- ・村のホームページの充実

## II. 訪問調査報告

### 1. 調査期間

調査期間は平成 29 年 7 月 4 日～14 日の 10 日間実施しました。

### 2. 調査方法

調査方法は質問紙調査です。調査員が対象者の自宅またはすこやかセンター等村内施設で対象者保護者 17 名への面接による聞き取り調査で回答を得ました。一回の聞き取り時間は約 30 分～1 時間でした。

### 3. 調査対象

対象者は、乳幼児 18 名とその保護者 17 名であり、乳幼児内 4 名は要支援児でした。

### 4. 調査結果

#### 4.1 対象者の基本属性（対象児数：18）

項目	カテゴリー	人数	%
年齢	0 歳	7	38.9
	1 歳	4	22.2
	2 歳	4	22.2
	3 歳	1	5.6
	4 歳	1	5.6
	6 歳	1	5.6
	最小年齢（歳）	0	
	最大年齢（歳）	6	
	平均±標準偏差	1.4±1.6	
性別	男性	12	66.7
	女性	6	33.3

#### 4.2 共通質問項目

(1) サービスや施設に関するニーズ（保護者数：17） ※複数回答あり

カテゴリー	人数	%
公園の充実	10	58.8
同世代の親子との交流	6	35.3
小さい子にも使いやすい遊具	5	29.4
妊婦の交流、相談の場	5	29.4
夏休み中もゆったりと遊べる場	3	17.6
地域の子育て経験者、世代間交流	3	17.6
保育所（園）の送迎	3	17.6
習い事の送迎、病気時の預かり	2	11.8
子どもの夜間、休日等の預かり	1	5.9
家事支援	0	0.0

その他と回答した者の内容は以下の通りです。

施設	・ 子育て支援センター。	1名
待機児童対策	・ 待機児童が生じないぐらいの十分な受け入れ体制。	1名
貸し出しサービス	・ ベビーベッドやチャイルドシートの貸し出し。 ・ 体重計の貸し出しもしくは気軽に測れる場所。	1名
子連れ可能な環境整備	・ ジム内のキッズスペース（飲食、子どもを交替でみながら体を動かせるような、ママ向け、子連れで行けるような環境）。	1名
公園、広場の環境	・ 公園には、遊具もいいが砂場が欲しい。 ・ 小動物と触れ合える広場がほしい。	1名

## (2) 子育て支援センターの設備やサービスに関するニーズ

相談支援	・ 専門職への相談の機会、場所、気軽に相談できるところ。	5名
子連れ可能な環境整備	・ 食事を持ち寄り、ランチしながら話し合える場所、キッズスペース併設で子どもから目を離しても大丈夫な環境。	4名
施設設備の充実 （授乳室や体重計の設置）	・ 授乳室や離乳食を作れる場所、子ども用の体重計、カフェのようなスペース。	4名
預かり支援（一時預かり、即時預かり）	・ 短時間の一時預かり（病院に行く時や参観、親のリフレッシュ）。	3名
遊び場の充実	・ 屋内外の遊び場（アスレチックなどの設置）、安心して遊べる砂場、おもちゃ（昔ながらのおもちゃ、知育おもちゃなど）の充実、家族一緒に遊べる場。	3名
妊産婦支援教室の開催	・ 妊婦同士の交流、パパママ教室回数増加と定期開催。妊婦栄養教室、マタニティヨガ。	3名
子育て支援イベントの開催	・ 赤ちゃんサロン、親子交流会の開催（季節に応じた行事）。	3名
年齢別の遊び場	・ 同年代同士で安心して遊べる場、年齢別に大まかに遊ぶ場。	2名
専門職の配置	・ 専門職（栄養士、歯科、看護師、時々医師）の配置。	2名
週末の開館	・ 土日の開館希望。	1名
貸出サービス	・ おもちゃライブラリーのような場（一週間程度の貸し出し）。	1名
気軽に行ける雰囲気	・ 子どもが気軽に行けるところ。	1名
その他	・ 児童館と同じようなものであれば良い。 ・ 産院がほしい。保育園を使っているからそんなに使わない。 ・ コミュニティセンターみたいになってもよいのではないか。 ・ 箱モノを立てるだけなら違うところにお金を使ってほしい。	4名

(3) 子育て情報を得る効果的な手段（保護者数：17）※複数回答あり

カテゴリー	人数	%
インターネット(携帯)	13	76.5
インターネット(パソコン)	4	23.5
広報	3	17.6
携帯アプリ	1	5.9
雑誌	1	5.9
電話	0	0.0
ファックス	0	0.0
新聞	0	0.0
その他	11	64.7

その他と回答した方の内容（回答者数）は、ママ友（8名）、専門職（3名）、パパママ教室参加時の周知（2名）、家族、病院、テレビと回答した者はそれぞれ1名でした。

### 4.3 子育てに関するお尋ね（乳幼児対象）

(1) 楽しいと感じることや不安なこと

聞き取りは乳幼児保護者 14 名に実施しました。

楽しいこと	子どもの成長、様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの成長を見ること。</li> <li>・ 言葉が少しずつできてきていること。</li> <li>・ 子どもと一緒に遊べること、できることが増えた。</li> <li>・ 子どもが楽しそうにしている時、子どもの笑顔。</li> </ul>	14名
	家族との生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族といれる時が一番うれしい、日常が楽しい。</li> </ul>	2名
	きょうだいの共同活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ きょうだいと一緒に何かしている時。</li> </ul>	1名
不安なこと	子どもの発達、健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言葉が少ないこと、熱が出た時などが不安。</li> <li>・ アレルギー。</li> </ul>	3名
	きょうだい関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ きょうだいでけんかが増えたこと、同時にかまえない時。</li> </ul>	3名
	交通面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故が近所で多く危険を感じる、バスの送迎がない。</li> </ul>	2名
	保護者の健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分が病気になった時。</li> </ul>	1名
	自然災害発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震がきたらどうしようと思う。</li> </ul>	1名

## (2) 妊娠期から今までどのような時に困ったか (保護者数：14) ※複数回答あり

カテゴリー	人数	%
自分が病気の時、子どもの面倒を見てくれる人がいない時	6	42.9
子どもが病気になった時に仕事が休めない時、代わりに看病できる人がいない時	3	21.4
買い物などのお出かけの時	2	14.3
自身の体調不良	2	14.3
家族が病気などにより看病や介護が必要となった時	1	7.1
保育所(園)、学校が休日の日に仕事が休めない時	1	7.1
仕事で急な残業があった時	1	7.1
気持ちに余裕がなく、休みたい時	1	7.1
きょうだいの行事や習い事などのある時	1	7.1
家事をする時	0	0.0
その他	5	35.7

その他の回答は以下の通りです。

子どもの健康	・ 発熱時や、頭を打った時、アレルギーなどへの対応。	2名
子どもの預け先不足	・ 子どもが手術で入院した時に、きょうだい(乳児)を頂かってもらえなく困った。	1名
きょうだいへの対応	・ 二人の子どもの要求を同時に満たせないとき。	1名
子育て経費	・ 保育料など負担が多い。	1名

## (3) 子育ての主な相談先 (保護者数：14) ※複数回答あり

カテゴリー	人数	%
配偶者	11	78.6
友人、知人	9	64.3
自分の親	8	57.1
保健センター(保健師、心理士)等)	3	21.4
かかりつけ医	3	21.4
舅、姑	2	14.3
保育所(園)	0	0.0
児童館	0	0.0
きらきら教室	0	0.0
その他	3	21.4

その他と回答した者の内容(回答者数)は、ママ友(2名)、姉、妹、義理の姉と回答した者はそれぞれ1名でした。

(4) 同居人

聞き取りは家族と同居の乳幼児の保護者 6 名に実施しました。※複数回答あり

カテゴリー	人数	%
配偶者	5	83.3
自分の親	4	66.7
祖父母	2	33.3
叔祖父母	2	33.3
舅、姑	1	16.7
きょうだい	1	16.7
その他	0	0.0

(5) 同居人と育児について気軽に相談し合える関係か

聞き取りは家族と同居の乳幼児の保護者 6 名に実施しました。

カテゴリー	人数	%
とても	6	100.0
まあまあ	0	0.0
あまり	0	0.0
まったく	0	0.0
その他	0	0.0

(6) 子育てでストレスを感じること (保護者数：14)

カテゴリー	人数	%
とても	1	7.1
まあまあ	7	50.0
あまり	6	42.9
まったく	0	0.0
その他	0	0.0

(7) ストレス解消法

会話、相談	・ 親や友人、夫に話す、相談する。 ・ 保育園などの母親同士、ママ友など誰かと話す。	7名
外出、食事 運動	・ 買い物、実家に行く、食べる、運動をする（バレーボール）。	6名
一人の時間	・ 夫に協力をしてもらい、一人の時間をもらう。	3名
その他	・ 家族と居られる時が一番うれしい。 ・ いつの間にか忘れる。	2名

(8) 子育てサービスの利用希望 (保護者数：14)

カテゴリー	人数	%
とても	4	28.6
まあまあ	8	57.1
あまり	1	7.1
まったく	0	0.0
その他	0	0.0

※1名未回答

(9) 子育て支援センターの設備やサービスへのニーズ（保護者数：14） ※複数回答あり

カテゴリー	人数	%
短時間の預かり	7	50.0
いつでも子育てについて相談できる場	5	35.7
同年代の乳幼児親子と交流できる場	5	35.7
一時保育(急な仕事や用事がある時、リフレッシュしたい時、 病気や家族の介護などの緊急時)	5	35.7
乳幼児親子向けのイベント	4	28.6
保護者がリフレッシュしたいときの預かり	4	28.6
就園前の乳幼児親子がゆったりと遊ぶことができる場所	3	21.4
子どもの保育所（園）や習い事などの送迎	2	14.3
保育所（園）や学校が休みの日の預かり	1	7.1
病児、病後児保育	1	7.1
子育てサークル	0	0.0
夜間の預かり	0	0.0
家事支援	0	0.0
その他	2	14.3

その他と回答した者の内容は以下のとおりです。（回答者人数各項目1名）

- ・ きらきら教室のような療育に関する教室
- ・ 児童手当にもう少し上乗せがあると嬉しい
- ・ アレルギー対応のおやつ、食事が買える場所
- ・ 子ども向けの英語クラス
- ・ 妊婦を中心に親の支援がほしい

#### 4.4 子育て困難感について（要支援児対象）

(1) 子育ての負担感（保護者数：3）

カテゴリー	人数	%
とても負担に感じる	1	33.3
まあまあ負担に感じる	1	33.3
時々負担に感じる	1	33.3
ほとんど負担に感じない	0	0.0
その他	0	0.0

(2) 具体的にどのようなところが負担に感じるか

子どもの態度、 行動	・ 24 時間常にはではないが、上の子は癩癩もちで下の子は言葉が少な かったりと毎日小さいことでも怒ることがある。 ・ いうことを聞かない、落ち着きがない。	4 名
子どもの体調	・ 具合が悪いとき。	1 名
その他	・ お父さんの言うことならすぐ聞くのもさらにストレスになる。 ・ お店の経営と孫の育児を任せているおばあちゃんが大変そうで心配 である。	2 名

(3) 専門機関などへの相談経験（保護者数：3）

カテゴリー	人数	%
ある	3	100.0
ない	0	0.0

具体的な相談先（回答者数）は、きらきら教室臨床発達心理士（2名）、すこやかセンター（1名）、保健センター（きらきら教室）（1名）でした。

(4) 子どもの発達の相談先（保護者数：3） ※複数回答あり

カテゴリー	人数	%
保健センター（保健師、臨床発達心理士）	2	66.7
保育所（園）	2	66.7
療育教室（きらきら教室）	1	33.3
同じような悩みを抱えた保護者	1	33.3
相談支援事業所	0	0.0
医療機関	0	0.0
友人、知人	0	0.0
児童館	0	0.0
配偶者	0	0.0
自分の親、配偶者の親	0	0.0
相談しようと思わない	0	0.0
その他	2	66.7

その他の内容（回答者数）は、すこやかセンター（1名）、姉（1名）でした。

(5) 相談者選択理由（保護者数：3）

カテゴリー	人数	%
誰に相談したらよいかわからなかった	0	0.0
誰にも知られたくなかった	0	0.0
そのまま大丈夫だと思った	0	0.0
相談する時間がなかった	0	0.0
その他	3	100.0

その他の内容（回答者数）は、健診時に相談する（1名）、信頼できるため（1名）、状況を知っている人にまずは相談する（1名）でした。

(6) 子育て支援者間で共有してほしい情報（保護者数：3） ※複数回答あり

カテゴリー	人数	%
子どもへの関わり方	2	66.7
障がいの内容や発達の状況	1	33.3
家族の希望や悩み	1	33.3
家族の状況	1	33.3
利用している福祉サービスの状況	0	0
経済状況	0	0
共有の必要はないと思う	0	0
その他	2	66.7

その他の内容（回答者数）は、今は特に感じていることはない（1名）、子どもの成長の様子（1名）でした。



#### 4.5 その他要望

取得しやすい子育て情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保育や小児歯科の情報などがほしい。</li> <li>・ 情報を取ることが出来る場がわからないため、何かあった際に情報を取ることが出来るようにしてほしい。</li> </ul>	2名
高齢者と子どもと一緒に過ごせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者も子どもも一緒に遊べる村営施設があるといい。</li> <li>・ 孫守りをしている高齢者も敬老センターへ行けるようになるとうい。※地域福祉計画報告書より転載</li> </ul>	2名
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他市でも実施されているような夜間の発熱（子ども）時に電話相談できるところがあるといい。</li> </ul>	1名
妊娠しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不妊治療について病院に気軽に相談できるところがあると嬉しい。</li> <li>・ 仕事で休めないときの支援：病児支援や短時間預けなど。</li> <li>・ 家庭訪問（母乳相談など）。</li> </ul>	1名
療育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周りの目を気にする親もいるので。みんなが行きやすくなるために「プレ保育」とか「保育園に行くための練習」とか気軽に行けるような名前に変更したほうが良い。</li> </ul>	1名
障がい児への生涯にわたる支援提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （子育て支援や障がい者支援について）あった方がいい。親の付き添いがあり通院している方が多いため、親が高齢になった場合どうなるのかという話をよく聞く。</li> </ul> <p>※健康とびしま21より転載</p>	1名
即時的なサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困ることは突然出てくるため、一時的にタイムリーにサポートしてもらえると良い。</li> </ul>	1名
児童館でのイベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童館でのイベントが月に2回程度しかないため、参加できないことが多い。もう少し回数を増やしてほしい。午前中に手遊びや絵本の読み聞かせなどを希望。</li> </ul>	1名
送迎支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送り迎えは、当たり前と思うようになったが、小学校が遠いというので、家族が増えたりすると、送り迎えだけでも大変。小学校には子どもだけで行けるようにしてほしい。</li> </ul>	1名
子どもや若い世代の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の声をしっかり聴いてほしい。特に選挙権のない子どもの声はいつも最後になるので、若い母親の声をもっと聞いてほしい。</li> </ul> <p>※地域福祉計画報告書より転載</p>	1名

#### 4.6 その他意見

子育て支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの対応についてなど、専門の方へ相談してよかったなど感じている。</li> </ul>	3名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有してほしくなかった話：家庭内のトラブルに関して。</li> </ul>	1名
子どもの様子に関する困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの発語の遅れ、こだわり、かんしゃくに困る。</li> <li>・ 忘れ物をしてくるので困る。</li> <li>・ 褒められると泣く。おこりながら泣くことがある。</li> </ul>	各回答 1名
村意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村出身の母親が多く、わざわざ村出身の母親のなかに入ろうとは今は思わない。村出身か村外から来たかの意識が強いという感じがある。保育園に入れば村の母親同士の交流は始めようと思うけどまだ大丈夫。村のサービスも自分のためだけでなく、子どものために使おうと思う。</li> </ul>	1名

---

### Ⅲ. フォーカスグループインタビュー結果報告

#### 1. 調査期間

調査期間は平成 29 年 7 月 4 日～14 日の 10 日間で実施しました。

#### 2. 調査方法

子育て支援センターニーズ把握のため、各対象へフォーカスグループインタビューを行いました。インタビュー時間は約 1 時間～1 時間半でした。対象者に事前に承諾を得た上で、ICレコーダー及びビデオ動画を記録し、内容分析を行いました。

#### 3. 調査対象

- (1) きらきら教室（りす組）利用保護者 10 名  
7 月 4 日（月）10 時～11 時 30 分
- (2) きらきら教室（ほし組）利用保護者 2 名  
7 月 10 日（月）10 時～11 時 30 分
- (3) パオパオ教室利用保護者 8 名  
7 月 7 日（金）11 時～12 時
- (4) 赤ちゃんサロン利用保護者 5 名  
7 月 11 日（火）14 時～15 時
- (5) 第一保育所親の会・飛島保育園父母の会 9 名  
7 月 12 日（水）9 時～10 時
- (6) 児童館利用保護者 8 名  
7 月 14 日（金）11 時～12 時
- (7) 障がい支援者 5 名  
7 月 7 日（金）13 時～14 時
- (8) 障がい児支援団体ラピュータ 5 名  
7 月 14 日（金）10 時～11 時

## 4. 調査結果概要

### 4.1 子育て支援センターへのニーズ

#### (1) 施設環境

どんな子どもも安心して使える環境	年齢別の遊び場所、バリアフリー、乳児向けエリアの充実。
専門職の配置	安全、安心確保のために保健師や保育士、助産師、看護師の配置。
行きやすい立地	図書館やプール、役場へも行きやすい立地が望ましい。
団らん（昼食、軽食）スペースの確保	長時間滞在のために昼食をとれる場所や、子どもから目を離しても（キッズスペースの設置）お茶をとりながら母親同士団らんできる場所。
広い駐車場	駐車場の拡張や、村民専用、児童館利用者専用駐車場を確保する。
公園、園庭の整備	不審者の回避など安全、安心の確保や、プラスチック製の遊具などの充実、広い土地で交流の場としての機能も望む。
飛鳥在住者以外の子育て支援センター利用	利用者の制限を設けるのか否か（問題提起）。
その他	育児本の充実、写真撮影。

#### (2) 提供サービス

気軽に利用できる託児所、一時預かり	保護者の急な用事の際などに、数時間単位から利用できる預かり事業の展開。
相談事業の充実	専門職への育児相談など、いつでも気軽に相談できる環境。
多世代、家族間交流支援事業	体験学習などを通して、高齢者や家族同士でかかわりあい交流できる場。
学習機会の充実	家庭内でできないような体操教室や調理実習など。
妊娠期のマタニティ教室	費用負担の少ないマタニティヨガやマタニティピクスの企画。
育児用品の再利用	不要な育児用品の譲渡、レンタル（おもちゃ、沐浴セット、ベビーバス、搾乳機、母乳量を測定できる体重計、ハイローチェアなど）。

#### (3) 支援体制

専門職、各機関の連携の強化	行政と障がい者支援事業所の連携強化。コーディネーター（機関をつなぐ人）の確保。
障がい児の継続支援、多機関連携強化	継続支援、連携強化の必要性、医療機関受診困難な場合などの支援環境の整備など。

#### (4) その他

支援センターと児童館の役割分担	支援センターと児童館の役割を明確化（利用者制限：支援センターは小学生まで保護者同伴で、児童館は小学生一人の利用可能など）。
交通の整備	巡回バスの整備（拠点になるところに定刻で巡回し、地域にも送迎してくれるもの）。
すこやかセンターへの機能追加（ご意見）	必要なものを追加すれば、新しい建屋を作る必要はない。

## 4.2 妊娠期を含めた子育て支援サービスニーズ

### (1) 子育て環境

公園の整備	交流の場としての公園整備（人が集まるような魅力を付加してほしい）。
子育てコミュニティの整備	就学前の児をもつ親を対象とした子育てコミュニティ。定期開催だが、自由参加できるもの。
交通整備	バス停の増設、スクールバス運行、保育所から自宅や村行事の際の送迎。
薬や子ども用品をすぐに購入できる場所	自宅近く、村内で薬や子ども用品をすぐに購入できる場所があるとよい。
村のホームページの充実	ほしい情報にアクセスしやすいホームページ。ダウンロード可能なPDF化した書類の設置など。

### (2) サービス

気軽に利用できる託児所、一時預かり	保護者の急な用事の際などに、数時間単位から利用できる預かり事業の展開。
ファミリーサポートの展開	育児について頼れる者がいない場合に利用したい。
生活支援サービス	妊娠期の家事代行や買い物代行。
相談事業の充実	専門職との気軽な相談、電話相談。
村内での妊娠期の健診整備	保健センター内など近場での健診開催。
妊娠期のマタニティ教室	マタニティピクスやマタニティスイミング、ベビースイミング。
多世代、家族間交流支援事業	父親、祖父母を対象とした子育て教室の開催、行政主体の多世代交流事業、農作業を利用した多世代交流促進、老人クラブ、敬老センターの活用。
育児グッズの再活用	子育てが一段落した家庭のベビー用品（ベビーカー、チャイルドシートなど）を再活用できるシステム。
幼児食講習会	離乳食講習会だけでなく、幼児食の講習会開催。

### (3) 支援体制

子どもの継続支援の必要性	長期的に子どもたちの成長を見守ってくれる環境。途切れのない、乳幼児と学校、学校と就労間などの支援。
多機関連携強化	保健福祉課と教育課など横の連携や、担当者間の引継ぎ強化。
障がい児支援の充実	障がい理解への取り組み、送迎サービス、医療機関受診困難ケース支援環境の整備など。
子どもに関する問題への取り組み（いじめ対策）	課を越えての連携、具体的な取り組み案。

#### 4.3 健康とびしま 21 と地域福祉計画ニーズ調査対象者に子育て支援ニーズとの 関連結果

グループ	抽出アイテム
議員	学習支援の強化：義務教育無償化、保育料の引き下げ、 高校授業無償化
社協常勤	住民の障がいや福祉に対する理解促進
民生委員	いじめ対策
食生活改善推進員	子育て支援事業、食育事業への参加 新規食育事業の提案
スポーツ推進委員	クラブ活動内容の充実 (老人クラブメニューの更新、スポ少の活動内容の充実、指導 者確保) 世代を超えた運動習慣づくり

#### IV. 虐待に関する認知、通報義務周知割合

(各年代向け 2017 飛島健康チェックリストより)

(1) しかりすぎるなど、子どもを虐待しているのではないかと思う

0～6 歳保護者、7～11 歳保護者では、60%以上が「ほとんどない」と回答していましたが、0～6 歳では 7.2%、7～11 歳では 9.7% 「いつも」「ときどき」と回答していました。さらなる育児に関する相談等、養育者支援の継続強化の必要性が示唆されました。

	0～6 歳		7～11 歳	
	人数	%	人数	%
いつも	2	1.1	1	0.5
ときどき	11	6.1	20	9.2
まれに	46	25.6	59	27.1
ほとんどない	121	67.2	138	63.2

(2) 地域で虐待されているのを発見した時、村や児童相談所へ通告する義務があることを知っているか

0～6 歳保護者、7～11 歳保護者、20～59 歳の回答者は「知っている」と回答した者がいずれも 7 割以上でした。一方で、高齢者の認知率は半数以下であり、地域ぐるみの子育て支援に向けて高齢者世代含めた啓発の必要性が示唆されました。

	0～6 歳		7～11 歳		12～19 歳		20～59 歳		60 歳以上	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
知っている	133	74.3	178	82.0	57	30.3	784	55.1	595	48.0
知らない	46	25.7	39	18.0	131	69.7	639	44.9	644	52.0

## 2 策定経緯

### 【平成 25 年度】

年月日	調査及び会議等
平成 25 年 9 月～10 月	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 (就学前児童及び小学生の各保護者対象)

### 【平成 26 年度】

年月日	調査及び会議等
平成 27 年 1 月 20 日	飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会の開催 (1) 子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 今後の予定について
1 月 23 日 ～2 月 23 日	パブリックコメントの実施

### 【平成 29 年度】

年月日	調査及び会議等
平成 29 年 7 月 4 日 ～7 月 14 日	フォーカスグループインタビューの実施 訪問調査の実施
10 月 25 日	飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会の開催 (1) 子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 今後の予定について
平成 30 年 1 月 4 日 ～1 月 18 日	パブリックコメントの実施
2 月 7 日	飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会の開催 (1) 子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 計画の推進について

飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づく飛島村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定及び事業計画の推進にあたり、広く村民の意見を反映させるため、飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に向けて提言を行うこと。
- (2) 事業計画の進行を確認し評価すること。
- (3) その他事業計画の進行に関し必要な事項を調査検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員は村長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員の代表者
- (2) 小学校長
- (3) 小学校PTAの代表者
- (4) 私立保育園の代表者
- (5) 私立保育園保護者の代表者
- (6) 村立保育所保護者の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 村の職員
- (9) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が委員のうちから指名するものとする。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会は、必要に応じ、関係者から意見を聞くことができる。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月1日訓令第17号)

この訓令は平成29年10月1日から施行する。

#### 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
児童委員代表	佐藤 紀美代	副委員長
小学校長	古田 仁	
小学校PTA母代表	久野 真江	
飛島保育園園長	佐々木 淳章	
飛島保育園父母の会会長	鈴木 亜希子	
第一保育所親の会会長	太田 園絵	
医師	加藤 昌子	委員長
愛知県青い鳥医療療育センター	坂井 恵	
副村長	早川 忠孝	
教育長	田宮 知行	
教育部長	鬼頭 邦彦	
民生部長	平野 美由紀	
第一保育所長	貝沼 朗史	
児童クラブ館長	岩下 洋三	
保育士(療育)	伊藤 裕美	
保健師	野口 明美	

スーパーバイザー：飛島村日本一健康長寿村研究会 代表 安梅 勅江(筑波大学教授)



### あ行

#### 預かり保育

幼稚園において、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動

### か行

#### 学習指導要領

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

#### 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員5人以下で、家庭的保育者の居宅その他の場所において保育を行う事業

#### 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

#### 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、住み慣れた居宅において、1対1を基本とする保育を行う事業

#### 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当

#### 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律で、平成24年8月に成立

#### 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための法律で、平成24年8月に成立

#### 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

### さ行

#### 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

### **次世代育成支援対策推進法**

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成15年7月に成立し、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長

### **小規模保育**

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業

### **総合計画**

村の行財政運営の長期的な指針となる最上位の計画として策定された計画

### **その他の親族世帯**

「夫婦と両親からなる世帯」や「夫婦とひとり親からなる世帯」、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」など

## **た行**

### **男女共同参画推進プラン**

村の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

### **特定教育・保育施設**

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

### **特定地域型保育事業**

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

## **な行**

### **認定こども園**

平成18年10月1日に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ施設

### **認定こども園法の一部改正法**

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせたもので、平成24年8月に成立

## **は行**

### **非親族世帯**

2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯  
**保育所保育指針**

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について  
定めたもの

## **や行**

### **幼稚園教育要領**

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

### **幼保連携型認定こども園教育・保育要領**

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを  
持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

## **わ行**

### **ワーク・ライフ・バランス**

働く人が、仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること



---

飛島村子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月（平成 30 年 3 月改訂） 愛知県 飛島村

---